

令和8年3月定例会一般質問

通告4

質問 保護者が将来設計できる学校配置の見通しを

5番 ひらやま 平山 ひろみ 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。通告に基づき2件、5点の質問をさせていただきます。

1点目、保護者が将来設計できる学校配置の見通しを。

中標津町では小学校の入学人数が減少傾向にあり、かつて3クラス編成であった学校も、現在では2クラス編成が当たり前となり1クラス編成もあるなど、学校規模の縮小は現実のものとなっています。

また、国勢調査を基にした将来設計では、町内各小学校区の0歳～14歳の人口は、2050年にかけて大幅に減少する見込みとされています。さらには第7期総合計画後期基本計画では、人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ公共施設の集約を進める利便性の高いコンパクトなまちづくりが掲げられています。

学校施設の長寿命化も進められていますが、学校配置の将来像については計画の中に想定として記載されているものの、保護者や住民に十分な情報が示されているとは言えません。学校の将来が見えない状況では、住宅建設や転居の判断が難しくなり、結果として郊外への住宅立地や通学距離の長期化を招き、スクールバス路線の拡大など将来の財政負担増につながる可能性もあります。

また、中心市街地の小学校については長寿命化の時期が近付いている中で、将来的には学校配置の見直しが現実的な議論になってくるものと考えます。

そのような中、丸山小学校については築年数から見ても長寿命化の時期を迎えつつありますが、一方で土砂災害の想定区域との関係も指摘されています。

中標津小学校については築年数は丸山小学校よりも7年短いものの、健全度評価数値は低い状況から長寿命化の時期を迎えつつあります。

仮に将来の拠点校として長寿命化を検討するのであれば、その立地リスクをどのように評価し、どのような安全対策を講じる考えなのかは、保護者や地域住民にとって重要な判断材料となります。



そこで教育長に3点伺います。

質問 将来人口を踏まえた児童生徒数の見通しについて

答弁 おおよそ6年先までの見通しをもって検証してまいります

【質問：平山 光生 議員】

1点目です。将来人口推計を踏まえた学校別の児童生徒数の見通しをどのように捉えているのでしょうか。

【答弁：教育長】

平山議員御質問の1点目、将来人口を踏まえた児童生徒数の見通しについて、御答弁申し上げます。

学校配置については子どもの学びを最優先に拙速を避け、教育の質、安全性、財政の持続可能性を総合的に見極めて判断し、第7期総合計画の趣旨は踏まえつつも、人数のみで機械的に決めるのではなく、教育効果と安全性を最重視する方針です。

児童生徒数については、本町においても確実に減少傾向にあり、令和7年度は小学校1,016人、中学校574人、義務教育学校102人が在籍していますが、6年後の令和13年度には小学校786人、中学校442人、義務教育学校82人まで減少していくことが予想されます。

また、市街地校の新入学児童数は、令和7年度は146人でしたが、令和13年度には122人まで減少を見込んでおります。

今後も国勢調査や住民基本台帳、出生数や転入出の動向を基礎として、校区ごとに随時状況を見ながら、おおよそ6年先までの見通しをもって検証してまいります。

また、単に人数だけではなく、保護者の就学希望や転校ニーズ、教育の在り方の変化が与える影響も考慮のうえ、教育の質を維持、向上できるかという観点で捉え検討を進めてまいります。

質問 今後の学校配置の基本的な考え方について

答弁 当面は3校維持を基本方針とします

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。2点目の質問に移ります。

施設整備の経過や市街地小学校の将来的な再編の可能性も踏まえて、今後の学校配置についてどのような基本的な考え方を持っているのでしょうか伺います。

【答弁：教育長】

平山議員御質問の2点目、今後の学校配置の基本的な考え方について御答弁申し上げます。

文部科学省の手引きが示す標準規模である概ね12～18学級を参照しつつも、地域の実情と法令・通知で認められる特別な事情を踏まえ、教育効果や安全性、通学環境などから総合的に判断します。

市街地の小学校については、将来的には統合もありうるものですが、複数校あることで保護者の多様なニーズに応えられる利点もあることから、当面は3校維持を基本方針とします。

単学級や少人数の利点にも目配りしつつ、必要に応じた学校間連携や体制整備を図り、学びの質を確保してまいります。

施設と安全性の観点では、中標津小学校、丸山小学校の改修や修繕を計画的に進めることとし、丸山小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域に指定されている点につきましては、指定状況の把握にとどめることなく、最新のハザード情報の確認、避難計画と訓練の充実、通学路の点検と軽微改善など、実行性の高い対策から着実に取り組みます。

中標津小学校につきましては、修繕の必要度と優先度を明確化し、構造や外装、設備の計画的な更新を進めます。

中標津東小学校についても、耐用年数や健全度に基づく改修や修繕を段階的に進め、全体最適の視点で再編の可能性を検討してまいります。

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

中標津小学校、丸山小学校ともにですね、予防改修、修繕を行っていくということで、多額な二重投資となる懸念はなくなると思われることになるとは思いますが、仮にこれが予防改修の意味であったとしても、学校施設LED化として、今年度から始まるわけですが、中標津小学校と丸山小学校の照明にも多額の予算をかけて新更新計画がされることと思います。教育環境としてですね、照明更新の必要性は理解しておりますが、学校配置の将来像が定まらない段階で両校に投資するということは、町全体の計画にも、そして子どもたちに関係する施策にも影響が出てくるものと考えます。

学校教育に影響がない範囲で必要最低限となるよう、教育委員会としても更新範囲だったり、段階的な実施などの検証・検討とはされているのでしょうか伺います。

【答弁：教育長】

はい。ただいまの平山議員の質問にお答えいたします。

今後学校を維持していく上では、LED化や冷房化は最優先事項として考えております。

もし、これを控えて、何年か後に学校の統廃合を行ったとしても、さらにまた10年後には、さらなる統廃合が必要にならないとは言い切れるものではありません。

ですから現時点で、子どもたちが快適な学校生活を送れるよう、最低の施設設備への資金の投入は続けていきたいというふうに考えております。以上です。

質問 学校配置の将来像の公表時期と方法について

答弁 一つの学校で単式維持が難しくなった時点で保護者や住民が将来設計できるように分かりやすく周知していきます

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。3点目の質問に移ります。

保護者や住民が将来設計できるよう、少なくとも5年から10年程度の見通しは示す必要があると考えますが、学校配置の将来像をいつどのように公表する考えか伺います。

【答弁：教育長】

平山議員御質問の3点目、学校配置の将来像の公表時期と方法について御答弁申し上げます。

学校の統廃合については、児童生徒の教育効果を考慮し、1学年1学級の維持が難しくなってくることを基準とし、児童生徒数の推移を見通した上で具体的な検討を始めると考えており、少なくともここ数年内には行わない予定です。

将来的に統合が必要となる場合には、保護者や住民が将来設計できるよう、学校配置の選択肢が見込まれる段階から素案を示し、理事者・議会への説明の上、町ホームページ、広報紙、説明会等において分かりやすく周知していきます。

以上、町としては保護者の皆さまが中長期の見通しを持って将来設計できるよう、透明性のある検討プロセス、安全性の確保に取り組み、子どもたちにとって最善の教育環境の維持・向上を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

公表の時期は1学年1学級の維持が難しくなった場合であり、統廃合は少なくともここ数年来は行わないとのことで、確かに人の動きは読めないところがあるとは思いますが。

しかし、もう少し分かりやすい判断基準を明確にするために伺います。

小学校は現在市街に3校ありますので、必ず学級編成にばらつきが出てきます。1学年1学級の維持が難しくなった場合というのは、いずれかの1校のうち、全学年で1桁の人数になった段階を示すのか。あるいは1学級でも複式学級になり得る1桁の人数となった場合を示すのか伺います。

【答弁：教育長】

ただいまの平山議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会の見解といたしましては、どれか1つの学校が単式維持が難しくなった時点というふうに考えております。参考までに隣接2学年が17名以上いる場合は、単学級が維持出来ます。これを切るような状況になる可能性が、最短で丸山小学校が15年から20年後にその状況に入ることが予想されますが、人口の推移というものは計算通りまいません。

北海道、日本全体で将来の人口推移を見通して統廃合を進めたものの、それから数年後にはまた統廃合しなければいけないという事例がたくさん見られておりますので、本町としては、その二の轍を踏まないよう、さらには子どもたちや保護者の皆さまに余計な混乱を起こさせないように配慮して学校配置を工夫してまいります。

質問 全国大会出場団体への練習環境支援を

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。全国大会出場団体への練習環境支援をとということで質問させていただきます。

近年、本町の合唱活動は小学校・中学校・高校の各年代において全国大会へ出場し、金賞を含む優秀な成績を収めるなど、全国的にも高い評価を受けています。地域の学校が合同でチームを編成し、全国大会で活躍する姿は、本町の教育活動の成果を象徴するものがあります。

また、全国大会出場報告の際には、合唱の町と言っても過言ではないとの激励の言葉も

ありました。さらに本町の合唱は小学校から大人まで連携が取れた状態にあり、世代を超えてさまざまな地域とのコラボによる合唱祭が開催されるなど、交流人口の活性化にも寄与しています。こうした取り組みは教育の枠を超えた本町の大きな強みであると考えます。それだけ本町の合唱活動は誇れる実績を積み重ねてきたと言えるのではないのでしょうか。

全国大会出場に向けた活動においては、日頃の練習に加え、本番会場に近い音響環境での最終調整が不可欠であり、文化会館大ホールでの練習が必要となります。

多くの団体では、普段は学校や研修室などで練習を積み、発表直前のみ大ホールを使用していますが、それでも数万円～10万円単位の会場利用料が発生し、保護者にとって大きな負担となっているのが実情です。

文化会館においては、全国大会前の練習について1回は無料とする配慮が行われていると聞いておりますが、仕上げのためには複数回のホール練習が必要となる場合も多く、依然として費用負担が残っています。現地での移動費等も含めると保護者の持ち出しは大会毎に30万円ほどにも及ぶそうです。

本町では、スポーツ文化遠征費補助金により、全国大会等への交通費や宿泊費を補助していますが、この制度は遠征費を対象としたものであり、大会に向けた練習環境の整備に係る費用は対象となっていません。令和6年度には補助率の引き上げが行われ、制度上は約200万円規模の増額影響があったものの、決算総額は前年とほぼ同水準に収まっています。

また、令和7年度予算では遠征費補助として900万円とし、実態に近い水準で予算計上が行われています。仮に全国大会出場団体に対する施設利用補助を新設した場合でも、対象は年6団体から10団体程度と見込まれ、補助内容にもよりますが年間の増額は50万円から100万円程度に収まると想定されます。これは現在の遠征費補助制度の規模から見ても、財政的に影響は限定的であり、費用対効果の高い施策と考えます。

また、この支援は合唱に限らず、吹奏楽や演劇などの文化系活動、さらには全国大会に向けて特別な施設の練習が必要となるスポーツ団体にも適用することで、公平性の確保も可能であります。

そこで、次の2点について伺います。

質問 本町の文化芸術活動の評価について

答弁 近年すばらしい活躍が続き大変誇らしく思っています

【質問：平山 光生 議員】

1点目、本町の文化芸術活動の評価について伺います。本町の合唱をはじめとした文化芸術活動が全国大会で活躍している現状について、教育委員会としてどのように評価しているのでしょうか。

【答弁：教育長】

平山議員御質問の全国大会出場団体への練習環境支援について御答弁申し上げます。

1点目の本町の文化芸術活動の評価についてですが、御質問にありましたとおり、本町の合唱につきましては、近年、すばらしい活躍が続いており、大変誇らしく思っているところでございます。

ひとえに、児童生徒の日頃の努力はもとより、これまでの合唱指導と地域の音楽振興に寄与した功績により、昨年11月に釧新郷土芸術賞受賞された近藤先生、岩田先生をはじめとした指導者の御尽力、さらには保護者や関係者の皆さまのお力添えがあつてのことと、高く評価しているところであります。

本年度、私もNHKホールに駆けつけ応援してまいりました。NHK全国学校音楽コンクール全国コンクールに出場した中学生の合唱団が、今月には本年度3回目の全国大会に出場することが決定したとお聞きしており、小学生の合唱団も全道では他の合唱団から打倒中標津と言われるほど一目置かれる存在になっているとのことであり、この先も全道、全国での舞台で益々活躍されることを期待しています。

質問 全国大会出場団体へ施設利用補助制度の創設について

答弁 さらなる支援制度創設による予算の増額は現状では厳しい

【質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。2点目の質問に移ります。1点全国大会出場団体への施設利用補助制度の創設について質問いたします。

1点目の質問において教育長も、文化芸術活動を誇らしく思っているとありました。

しかし、前段でも申したとおり、全国大会出場に向けた練習においては数万円~10万円単位の会場利用料が発生しているところであります。全国大会出場団体に対し練習環境

支援として、施設利用料を一定回数減免する施設利用補助制度を創設する考えはないか伺います。

【答弁：教育長】

平山議員御質問の2点目、全国大会出場団体への施設利用補助制度の創設について御答弁申し上げます。

全道大会、全国大会に出場するには、遠征費用など各御家庭の負担も大きいものと承知しており、御質問にありましたとおり、教育委員会では遠征費の一部補助を行っておりますが、近年、様々な競技やコンクールなどの全道大会、全国大会に出場する児童生徒が増加しております。

加えて補助基準額の見直しにより、当初予算に不足が生じる事態が続いていたことから、本年度から当初予算を増額したものの、12月定例会に上程しましたとおり、不足が生じる見込みとなったため、補正予算を計上させていただいたところであります。

このような中で、御質問にありました全国大会出場団体への施設利用補助制度の創設については、既に一定回数免除、減免する規定もある中、さらなる支援制度の創設による予算の増額は現状では厳しいものと考え、全国大会という特別な大会に出場できる機会であることから、御要望にお応えしたいところではありますが、多種多様なケースに合わせた制度設計、ルールづくりのため十分な調査研究を行う必要があるなど課題も多いものと存じます。

いずれにしても、事前の練習環境として施設利用料が高額になるものはある程度限定的であり、多大な負担が伴うものとは理解いたしますが、スポーツ、文化活動において特定の団体にのみ支援することは公平性を欠くものと考えますことから、現時点では現行の遠征費補助制度により、全道大会、全国大会に出場する児童生徒が公平に支援を受けられる体制を維持することを基本に、社会情勢等を考慮し、必要があれば適宜見直すなどして対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

【再質問：平山 光生 議員】

5番、平山光生です。再質問させていただきます。

ただいまの答弁で、出場団体の増加や予算不足、さらには公平性の課題があることは理解いたしました。しかし、私が申し上げたいのは、全国大会という特別な舞台に向けた最終調整の練習環境をどう支えるかという点であります。

遠征費の拡充や包括的な支援制度の創設は、確かに財政的な広がりを生みます。しかし、

例えば町内施設に限定し、団体を対象、年間総額に上限を設けた上で、一定回数のみ減免する仕組みであれば、予算規模は限定的に抑えることが可能ではないでしょうか。

出場回数に影響が出ないよう、練習環境支援についてのみ上限を設けることで、調整の機会は守りつつ、財政の安定も確保できると考えます。

特定団体を優遇する制度ではなく、全国大会に出場する団体を全てを対象に明確な基準と上限を定めた制度として整理することは出来ないか、改めて教育長の見解を伺います。

【答弁：教育長】

平山議員の再質問にお答えいたします。

気持ちとしては応えてあげたいところではありますが、文化スポーツ振興財団といたしましても、今のような制度をつくることにより、大きな減収が予想もされますので、簡単なことではないというふうに思っております。

今後、少しでも全国大会に出場する団体が、ちょっと資金的に節減できるような方策を考えてまいりますので、しばらく御猶予いただければというふうに考えております。

以上です。